

交通管理における自動車の法的分類について

北海学園大学 正員 堂柿栄輔

1. 研究の動機と背景

写真-1は、札幌市中央区に設置されている、路上での荷捌き交通に対する貨物専用パーキング・チケットの道路標識及び補助標識である。この規制はパーキング・チケットの利用において車種を限定することを意図しており、その根拠は道路交通法第四条（公安委員会の行う交通規制）にある。路外駐車場への誘導が難しい荷捌き交通の路上駐車対策として、これは有効な規制ではあるが、問題はここで示されている「普貨」なる表現である。常識的には、「普貨」は普通貨物自動車を意味すると考えられるが、この「普通貨物自動車」なる車種分類は、道路交通法とこれに関わる法令にはなく、更に道路運送車両法や道路法の法令にもない。従って、これは法的には意味不明の交通規制なのである。

法律とは本来厳格なものであり、一般常識で解釈が異なるべきではない。しかし道路交通法は昭和35年に公布された法律であり、その本来の目的は交通安全であることを考えると、より積極的な交通管理が求められている現在の交通状況に対応していない面もある。

この研究の目的は、以上のような疑問を背景に、交通や運輸に関わる車種の分類を、関係する法律について概観することにある。研究の具体的内容は以下の通りである。

- 1) 車種分類に関する法律や規則の体系を示すこと
- 2) 各法律での車種の分類基準を示すこと
- 3) 自動車の用途分類について

2. 法令の体系

車種分類に関する法律として、ここでは道路交通法、道路運送車両法及び道路法を対象とした。これらの法律は、各々施行令及び施行規則等を有してお



写真-1 パーキング・チケットの道路標識

り、文章記述が中心となる法律の内容は、それらの中で数値等を用い具体的に表現されている。これら法律の体系を表-1に示す。

○道路交通法（昭和35年）について

法律で車種分類が示され、施行規則で分類基準が示されている。また道路標識等に関する命令の中で、交通規制の対象となる車種が更に3種類ある。

○道路運送車両法（昭和26年）について

法と施行規則の関係は道路交通法と同じであるが、自動車登録規則でも、「用途」なる言葉で8種類

キーワード 交通管理、法律、車種分類

連絡先 〒064-0926 札幌市中央区南26条西11丁目 北海学園大学(工学部社会環境工学科)

Tel 011-841-1161 (内7733) Fax 011-551-2951 E-mail dohgaki@cvt.hokkai-s-u.ac.jp

表－1 法律の種類

道路交通法(第三条)	道路運送車両法(第二条)	道路法(第二条)
道路交通法施行規則(第二条) 道路標識、区画線及び道路標示 に関する命令(第二条)	道路運送車両法施行規則(第二条) 自動車登録規則(第十三条) 自動車抵当法(第2条ただし書き)	道路構造令(第四条) 車両制限令(第三条)

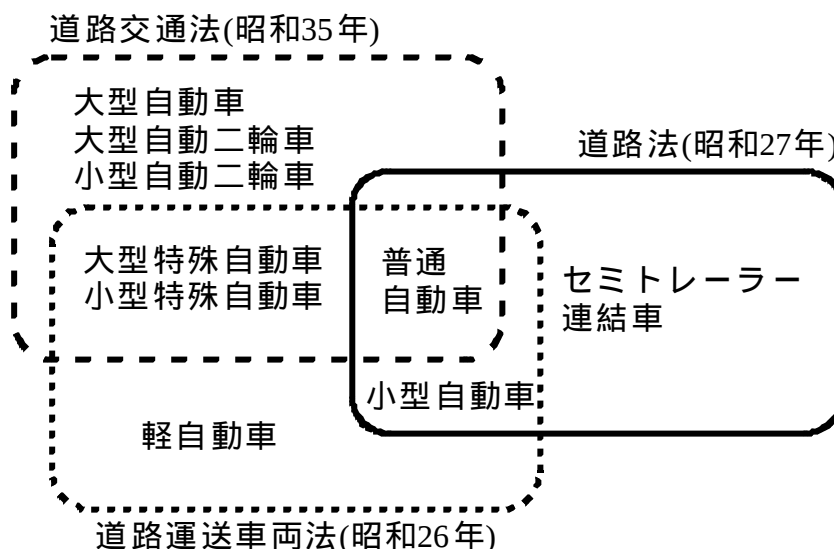


図-1 各法律による自動車の分類

の車種区分が示されている。

○道路法(昭和26年)について

自動車の定義は道路運送車両法に準ずるが、設計に関して、道路構造令で3つの設計車両が示されている。

3.車種分類とその基準等

1)各法律の分類基準

各法律の車種分類の関係を図-1に示す。各法律の車種は、各々の法律の目的に応じ分類されているのであり、分類が異なること自体は問題ではない。

○道路交通法について

車種の分類基準は、車体の大きさ及び構造並びに原動機の高さである。ここで原動機の高さは総排気量(単位リットル)である。

○道路運送車両法について

この法律の分類基準は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力である。道路交通法の分類に、原動機の種類が加わっている点異なる。

○道路法について

道路法の車種分類は道路運送車両法に、車両の分類は道路交通法によるが、道路構造令では、設計に必要な、自動車の物理的な大きさ(単位 m)が3種類示されている。この法律では、用途や構造は問題とならない。

2)自動車の用途分類について

自動車の分類に用途及び機能なる表現があるのは、自動車登録規則においてである。この中で、人の運送、貨物の運送等の表現で、8種類の自動車の範囲が示され、自動車運送事業に関わるか否かにより、更に4つの自動車の区分が示されている。しかしこの法律の目的は登録される自動車の管理であり、用途分類の目的は交通の管理ではない。

4.まとめ

自動車の車種分類について、現在の法律の記述を概観した。今後は、特に都心部での街路のアクセス機能に関する施策を想定し、道路管理及び交通管理上の必要な車種分類を考えたい。